

ナラ枯れ未然防止事業実施基準

制定 令和5年 3月31日 森-3389

改訂 令和5年 6月30日 森保-1136

第1 趣 旨

この実施基準は、安全・安心な森整備事業のうち、ナラ枯れ未然防止事業（以下「事業」という。）における伐採処理等の実施に関し、安全・安心な森整備事業実施要領に定めるほか、事業の適正な執行を確保するために必要な事項を定めるものとする。

第2 内 容

1 森林施業

(1) 伐倒処理等

事業実施主体は、伐倒処理の実施にあたっては、次項に従ってこれを実施しなければならない。

ア 実施方法

a 標準作業内容

(a) 現地調査

- ・被害木の位置、森林の状況、林小班境界、森林所有者等の特定を行い事業実施の同意を得ること。（様式1号、様式2号）ただし、森林経営計画等で森林所有者から森林の経営の委託等を受けている場合は、その契約書等の写しに換えることができる。

(b) 伐倒

- ・伐倒に際しては、現地に適応した伐採届等の手続きを行うこと。
- ・被害木の伐採処理及び健全木の萌芽更新を目的に、適切な作業配慮をもって実施すること。
- ・周囲の施設等に損傷を及ぼす恐れのあるときは、適切な作業方法を検討して伐倒すること。
- ・伐倒方向に十分注意するとともに、被害木の伐採の高さは、できるだけ地際から伐採するものとする。

(c) 枝払

伐倒後の処理を容易にするために、林内における作業等に支障がない程度に伐倒木の枝払いを行うものとする。

(d) 玉切り

伐倒後の搬出・運搬、木材利用を考慮し玉切りするものとする。

(e) 搬出・運搬

伐倒材をチップ原木として工場へ搬入する場合は、チップ材処理明細書（様式第3号）又は、チップ材処理証明書（様式第4号）を添付し、完成時に提出すること。

(f) 森林作業道

林業機械による伐採木の搬出・運搬するため新たに開設する作業道とし、造林補助事業の森林作業道に準じる。

地形、土質、水系について資料または現地踏査により確認し、土砂の流出や林地崩壊を生じさせないこと。

イ 実施管理

(ア) 被害木については、被害木の位置を計画図に記載し、伐採の高さ（地際約10cm以内）について出来形管理する。（様式第5号）

(イ) 森林作業道は、施行図及び森林計画図に森林作業道の路線及び延長について記載し出来形管理する。

(ウ) 写真管理

写真管理にあつては以下のとおり整備し保管するものとする。

a 施工箇所

- ・ 施工箇所の遠方からの全景（撮影が困難な場合は数箇所多方向から撮影）
- ・ 施工箇所の林内伐倒木

b 品質管理

- ・ 施工中の状況
- ・ 生分解性オイルの使用状況

c 出来形管理

- ・ 施工前及び施工後の写真（原則同一構図）
- ・ 標準地の設置状況（標準地設置時のみ）
- ・ 森林作業道の設置状況

d 安全管理

- ・ 作業前のミーティング、安全教育状況
- ・ 作業員の服装及び安全具の装備状況

e 撮影基準

- ・ 施工前及び施工後の状況 施工箇所毎に遠方からの全景
林内伐倒木については2ha毎に1箇所以上
- ・ 被害木の処理状況 全数（伐倒状況、伐根）
- ・ 伐倒木の処理状況 施工箇所毎に伐倒本数の2%か10本のいずれか多い本数以上
- ・ 伐根の状況 施工地毎に伐倒本数の2%か10本のいずれか多い本数以上

- ・ 搬出及び運搬の状況 施工地毎に林内集材及び巻立て状況を 2 枚以上
現場搬出及び工場搬入状況を 2 枚以上
- ・ 森林作業道の設置状況 全景及び代表箇所

第 3 その他

- ・ 自然環境に最大限配慮するため、原則として、チェーンソー等に使用する潤滑剤はエコマーク認定の自然分解性オイルを使用するものとする。
- ・ ナラ枯れ被害材等については、「ナラ枯れ被害材の移動・活用に関するガイドライン」を遵守すること。

第 4 雑則

この基準に定めるもののほか、必要事項は別に定めるものとする。

附則 この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この基準は、令和 5 年 6 月 30 日から施行する。

被害木調査集計表

調査地

樹種

箇所番号	面積(ha)	被害木本数(本)	被害木材積(m ³)
合計			

年 月 日

補助事業者(事業実施主体)の名称及び代表者名 様

住 所
氏 名

印

同 意 書

私の所有する下記の森林について、ナラ枯れ未然防止事業を実施することに同意します。

記

森林の所在地				林小班	面積(ha)	備 考
市町村	大字	字	地番			

* 被害木、周辺30mの健全木の伐採・搬出・破砕処理、森林作業道の開設について同意を得ること。

* 森林経営計画等で森林所有者から森林の経営の委託等を受けている場合は、その写しに換えることができる。

様式第3号(実施基準第2の2関係)

チップ材処理 明細書

番号 (搬入単位)	搬入月日	地区名	搬入量	搬入車番	処理年月日	備考
			(t)			
1	H30.5.5	秋田	9.373	36-59	H30.5.20	※記入例
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
計			9.373			

注) 基となる搬入単位毎の計量書(伝票)の写しを添付すること

チップ材処理 証明書

補助事業者(の名称)及び代表者名 あて

当社で受入した下記事業体のチップ原木(ナラ類)については、全量チップとして破砕処理しましたので証明いたします。

記

1. 受注者名 :

2. 事業名 : (番号)

3. 地区名 :

4. 処理量 : t

5. 処理年月日 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

令和 年 月 日

証明者

(住所)

(名称)

ナラ枯れ未然防止事業 [被害木伐倒処理] 出来形管理測定表

市町村名	
------	--

箇所番号	
------	--

対象森林面積	ha
--------	----

樹種	伐倒木(被害木)					伐倒木管理	備考
	テープNo.	胸高直径(cm)	樹高(m)	伐採材積(m ³)	伐根高さ(cm)		
計							

※「伐倒木管理」欄にあっては、伐根径及び伐根数を確認した結果について調査結果との整合性を確認のうえ、適・否にて記載する。